郵便規則の一部を改正する省令

別表第一号から別表第九号までを次のように改める。

別表第一号（第16条第２項関係）

協会国際衛星放送の業務開始届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
日本放送協会会長
氏名（記名押印又は署名）

次のとおり協会国際衛星放送の業務を開始したので、放送法第25条の規定により届け出ます。

協会国際衛星放送の種類（注１）	
協会国際衛星放送の業務に用いられる外国の放送局を運用する者の氏名又は名称	
協会国際衛星放送の業務に用いられる人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置（注２）	
協会国際衛星放送に係る周波数	
業務開始の期日	
放送事項（注３）	
放送区域	

注１　「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載するとともに、デジタル放送を行う場合は「テレビジョン放送（デジタル放送）」のように記載すること。

注２　別表第六の二号の注３に準ずること。

注３　外国人向け又は邦人向けの別を記載するほか、別表第六の二号の注５に準ずること。

注４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別表第二号（第26条関係）

予算の科目

（一般勘定）

（事業収支）

款	項	説明
事業収入		
	受信料	
	交付金収入	国際放送関係交付金、放送に関する研究関係交付金及び選挙放送関係交付金
	副次収入	経常収入であつて受信料及び交付金収入以外の協会の業務から生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益、受取配当金その他の金融収入、消費税等
	雑収入	経常収入であつて他の項に属さないもの
	特別収入	固定資産売却益その他の経常収入以外の収入
事業支出		
	国内放送費	国内放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	国際放送費	国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	契約収納費	受信契約及び受信料収納に要する経費
	受信対策費	受信改善及び受信相談業務に要する経費
	広報費	事業活動の周知及び視聴者関係業務に要する経費
	調査研究費	放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費
	給与	役員報酬及び基本給、基準外賃金、賞与その他の名目・支払方法を問わず協会と職員の間の雇用契約に基づき支払われる全てのもの（退職給付費用及び役員退任に要する経費を除く。）
	退職手当・厚生費	退職給付費用及び役員退任に要する経費、社会保険料の雇用主負担その他の法定福利費並びに法定外の福利厚生に要する経費
	共通管理費	役員交際費、公租公課、施設管理費並びに一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費その他の業務全般に共通して要する経費
	減価償却費	
	財務費	借入金利息、放送債券利息、放送債権発行費償却その他の金融費用、消費税等
	特別支出	固定資産売却損その他の経常支出以外の支出
	予備費	
事業収支差金		

（資本の収支）

款	項	説明
資本収入		
	事業収支差金受入れ	
	前期繰越金受入れ	前年度までの事業収支及び資本収支の余剰金から受け入れる額
	減価償却資金受入れ	
	資産受入れ	保有資産から資本支出に充てるため受け入れる額
	番組アーカイブ勘定長期貸付金返還金	
	放送債券償還積立資産戻入れ	
	建設積立資産戻入れ	建設積立資産から戻し入れる額
	放送債券	
	長期借入金	期限１年以上の借入金
資本支出		
	建設費	有形固定資産及び無形固定資産の取得又は改良に要する支出額
	出資	